

府中市国民保護計画素案に寄せられた市民等のご意見

府中市国民保護計画素案に対する意見募集については、平成18年8月1日から8月31日まで実施し、5人の方からご意見をいただきました。その概要については、以下のとおりです。

1 素案の閲覧場所及び意見募集の広報

(1) 素案の閲覧場所（リーフレット含む。）

市役所防災課窓口、各文化センター、市政情報センター、中央図書館に素案を置いたほか、また、市民の意見により、8月3日より防災課窓口で素案の貸し出しを希望者に対して行った。

(2) 意見募集の広報

広報ふちゅう及びホームページへの掲載並びにケーブルテレビ（J：com）の活用によるほか、リーフレットを作成し、自主防災組織連絡会議委員に配布及び消防団本団・分団長会議等にて説明を実施した。

2 パブリックコメントの件数

提出方法	人数(人)
窓口直接提出	1
郵送	0
ファックス	0
電子メール	4
合計	5

市民からのご意見と市の考え方

意 見	回 答
<p>市国民保護計画素案について<u>市民の認知度を上げる努力を</u>。</p>	<p>素案に対する市民への周知については、市の広報紙である「広報ふちゅう」、市ホームページ、ケーブルテレビ(J:COM)、リーフレット等を活用し、防災課窓口、各文化センター、市政情報センター等において実施しました。市における広報媒体を十分活用したと考えており、他の自治体と比較しても劣っているとは考えていません。むしろ、リーフレットの作成やケーブルテレビ(J:COM)を活用したのは、他の自治体より広報手段をより多く活用したと考えております。</p> <p>なお、市素案に限らず、計画策定時や国民保護そのものの認識を今後も深めていきたいと考えておりますので、さらなる努力はしてまいりたいと考えます。</p>
<p><u>戦争体験者から話を聞くことが必要である</u>と思われる。</p>	<p>戦争体験者は、もとよりあらゆる方面からの意見等に耳を傾けていきたいと考えております。</p> <p>防災課窓口に来られた戦争体験者のお話、戦争体験者のお手紙、その他関係する新聞、書籍等でも貴重な戦争体験等は入手してまいりたいと考えています。</p>
<p><u>基本的人権の尊重</u>のところで、憲法が保障する国民の自由と権利を制限することが書いてあります。これは、憲法違反だと思えます。</p>	<p>国民保護法第5条に基本的人権の尊重が記載されており、本条における考え方は、憲法の考え方を踏まえております。素案中の記載もこれに基づくものです。</p>
<p>府中市に<u>危機管理専門官</u>を置いていただきたい。</p>	<p>今後、関係部署とその必要性を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p><u>国民の協力</u>のところで、「市は、必要あると認められた時は国民に必要な援助について協力要請し、国民は自発的な意思により必要な協力をするよう努める。」と書いてあります。自発的な意志による協力拒否の自由は保障されていますか。この文言からは、自発的な意志による協力拒否が十分には補償されていないように感じます。これも憲法が保障する<u>基本的人権の侵害</u>だと思えます。</p>	<p>国民保護法第4条において国民の協力等について記載されております。同法第4条第1項では、「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」、同条第2項では、「前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」とされております。素案中の記載も本条文を踏まえて記載しております。</p>

市民からのご意見と市の考え方

<p>市の地理的、社会的特徴のところでは、都の施設として都立病院や都立公園、都立の学校があること、国の施設として警察大、東京外語大学、東京農工大、(移転予定施設として)国立医薬品食品衛生研究所、などがあること、企業ではNEC、東芝があること、市に隣接して調布飛行場があることなどの記述がなく、<u>基本的な認識が薄い</u>ように思います</p>	<p>市の地理的、社会的特徴については、本素案とは別に資料編を作成する中で、本市の基礎的な資料として整理し掲載してまいりたいと考えています。</p>
<p><u>平素からの備え</u>については必要以上のことをすべきではない。たとえば、情報の提供について、住民から情報収集を行うような行為は<u>思想信条、良心の自由を侵害する危険性</u>があるので避けるべき</p>	<p>平素からの備えについては、国や都をはじめ関係機関などの情報を基に、必要な整備を図ってまいります。</p> <p>また、情報収集することは、国民保護措置を行う上で大変重要なことと考えていますが、住民からの被災情報等の収集については、法令を遵守して適切に対処してまいりたいと考えます。</p>
<p>『民間防衛』(スイス政府編 原書房)に相当する冊子を各家庭に配布願いたい。</p>	<p>国民保護に対する普及啓発冊子の作成については、検討してまいりたいと考えます。</p>
<p>国民保護計画上の<u>避難訓練は、強制にならないよう徹底</u>すること。</p>	<p>訓練に関しては、国民保護法第42条第3項にて、「地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練の参加について協力を要請することができる。」とされていますが、前提として同法第4条第2項にて「前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」とされており、訓練の参加は市民の「自発的な意思」によって実施すべきものと考えます。</p>
<p>自然災害の<u>防災訓練と、国民保護での訓練を統合せず、区別して実施</u>することを徹底すること。</p> <p>戦争を想定した訓練も、本来の意図に反して、近隣諸国に臨戦態勢をしいていることを印象付けることとなるので<u>慎重に対応</u>していただきたい</p>	<p>訓練の実施に関しては、国会決議を踏まえて、国民保護法第42条第1項にて、訓練を行うよう努めることが明記されております。この場合においても「防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。」とされており、このため、避難や救援に関する訓練などは、防災訓練と共通することも多いことが想定され、武力攻撃事態等に限定せずに災害も含めた幅広い事態に対応できるような訓練が望ましいものと考えております。</p>

市民からのご意見と市の考え方

<p>都対策本部から求めがあった場合は、市は、職員を派遣する。と書いてあります。<u>強制と取れる書き方</u>です。市の判断で断ることができないのであれば、問題です。</p> <p><u>従事者への安全の確保</u>のところ、安全の確保に十分に配慮すると書いてあります。市が行う国民保護措置を国や都からの要請された場合、措置行動が必要ないと市が判断した場合、措置行動を行うには、安全確保の配慮の限界を超える場合、に、市が国や都に対して、拒否できるのでしょうか。この法律自体、市が拒否できるようにはなっていないように思います。市民自治がない計画であり、そのことが大変心配です。</p>	<p>都対策本部長は、国民保護法第 28 条第 6 項により必要があるときは市職員を都対策本部の会議に出席させることができると記載されておりますが、これは強制にわたるものではありません。</p> <p>しかし、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには都の対策本部や関係機関との密接な連携が大切であることから、要請があれば市としては、職員を派遣することは必要なものと考えておりますが、要請を受けた時の市の状況も考慮しなければなりませんので、その時点で適切に判断したいと考えております。</p> <p>従事者への安全の確保は、国民の保護に関する措置を実施するうえで基本的なことであります。他方、市長は市民の身体・生命・財産を保護する責務を有していることから、国において対処基本方針が定められた場合には、国民の保護に関する措置を実施しなければならないことは当然の責務であると考えております。</p>
<p>武力攻撃事態では、自衛隊が攻撃を受けることが想定される。基地に対する攻撃の発令の段階で、できるだけ基地から遠くに避難することを避難誘導計画のトップに挙げるべきです（原発事故からの避難と同様に）。</p> <p>少なくとも、<u>基地への攻撃の事態を市民に隠さず、国民保護計画の中に盛り込むべき。</u></p>	<p>自衛隊においては、府中基地に限定した攻撃に対するシナリオというものは無いとの考えでございます。</p> <p>なお、航空自衛隊府中基地は、武力攻撃事態等においては、影響の大きい施設ですから、その存在を前提として、国民保護計画作成に当たっては、避難実施要領のパターン作成などを検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>応急公用負担等のところで、</p> <p>(1) 市長は、・・・おそれが あるときは、設備、物件の占有者、所有者に設備、物件の除去、保安、等を指示する。と書いてあります。</p> <p>(2) 市長は他人の土地、建物などの一時使用、収用、あるいは、除去などの措置を講ずる。と書いてあります。一方的な、<u>市長判断によるもので、市民の財産権の侵害であり、憲法違反です。</u></p>	<p>(1)については、国民保護法第 111 条に定める、武力攻撃災害を拡大させる恐れがある設備または物件の占有者等に対し、これらの除去等の措置を指示できる市町村長の事前措置の規定であり、また、(2)については、同法第 113 条に定める、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに応急公用負担等を実施する規定であります。</p> <p>なお、同様の規定は、災害対策基本法第 59 条、第 64 条に設けており、憲法違反の指摘は当たらないものと考えます。</p>

市民からのご意見と市の考え方

<p>市町村が対応する保護計画においては、当該地域に住む<u>外国人の保護を念頭</u>においた計画を立てるべき。</p>	<p>素案に外国人に対する記述がないとの意見ですが、本計画素案では外国人を含めて市内に在在する全ての住民を保護することを目的としておりますので、外国人の保護を念頭においた計画とはしておりません。</p>
<p><u>市は意識的に外国籍住民の排斥を防止する対策をプログラム</u>するべき。 有事における国民保護計画の中には国籍を問わない<u>外国籍住民の保護責任が市にある</u>ことを、明確にすべき。</p>	<p>国民の保護の措置を実施するに当たっては、国民保護法第5条に基本的人権の尊重がうたわれており、このことは我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶべきものであり、国民保護法では、日本に在住し、また滞在する外国人の生命、身体及び財産についても、武力攻撃災害から保護すべきことは論を待たず、あえて本件を特筆して記載する必要はないと考えております。</p>
<p>市が（外国人を含む）<u>住民の保護責任を主体的に果たすよう計画の中に明記</u>するべき。</p>	<p>市が住民の保護責任を主体的に果たすよう計画の中に明記するべきとの意見ですが、国民保護法第3条第2項において地方公共団体の責務が明記されており、素案の中にもその旨を記述しております。</p>
<p>府中市国民保護計画策定にあたっては、広く市民の意見に耳を傾け、その計画が戦争遂行のために市民が組み込まれていくような「<u>国家総動員体制</u>」づくりとなることのないよう、冷静に良識をもってその計画づくりに取り組んでいただけるよう切望します。</p>	<p>武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護するための備えは市に課せられた責務であり、市としては、起こってはならない事態に備えて、府中市国民保護計画の策定に取り組んでいるものでございます。</p>
<p>自主防災組織のリーダーに対する研修の中でも<u>外国籍住民（滞日外国人も含む）に対する理解と啓発に努める</u>べき。 自主防災組織のリーダーが排外的意識にとられないよう、むしろ有事においても冷静に外国籍住民に対しても国籍を問わず平等に対応できる資質の育成を市が研修の中で支援するべき。</p>	<p>自主防災組織のリーダーに対する研修等につきましては、災害対策を含めその実施方法等について検討してまいります。</p>
<p>住民の保護という観点では、有事の際、<u>住民の個人情報保護を、国籍を問わず、すべての市民の保護</u>を市として果たしていただくよう強く要望したい。</p>	<p>住民の個人情報の保護については、国籍を問わず、身体、生命及び財産を保護することの重要性にかんがみ、法令を遵守して対処してまいります。</p>

市民からのご意見と市の考え方

<p>「有事」において、自衛隊が作戦行動をする上で、<u>特定の市民の個人情報の照会、情報の提示を要求することが起きた</u>としても市は、市民の保護責任の立場、国民の身体・財産、生命を守る、そして基本的人権を尊重する（国民保護法第5条に明記「日本国憲法の保障する自由と権利が保障されなければならない」）立場から、<u>自衛隊の要求を拒否していただく</u>よう切望したい。</p>	<p>自衛隊が、市に対して、特定の市民の個人情報の照会、情報の提示を要求することは考えにくいと思われませんが、個人情報の提供に関しては、どのような場合においても、法令を遵守して適切に対処してまいります。</p>
<p>警察及び自衛隊が、<u>テロ犯人、協力者の検挙や身柄拘束のためにこの計画を使用しない</u>ということを明記すべき。</p>	<p>テロ犯人、協力者の捜査は、本計画に掲載していないのは、本計画は国民保護のための計画であるため、犯罪捜査等は、警察の業務のためここに掲載すべき事案ではないと考えております。</p> <p>また、警察及び自衛隊は、所管の法律に基づいて行動することとなり、そのため本内容を計画に明記することは適切ではないと考えます。</p>
<p>市には、国や都に反対してでも、市民を守って欲しいと思います。</p> <p>また、市民が物言えない、職員が物言えない、この計画には、市民自治の要素がまったくありません。憲法にも沿わないものです。<u>計画を白紙に戻していただきたい</u>。</p>	<p>計画を白紙に戻していただきたいとのご意見ですが、市の国民保護計画は、国民保護法第35条第1項に定められているとおり、市長が作成しなければならないものとなっております。</p>
<p>『「テロ」は日本でも確実に起きる 核・生物・化学兵器から身を守る方法』（井上忠雄 講談社＋新書）『民間防衛』（スイス政府 原書房）『原爆投下・10秒の衝撃』（NHK出版）を参考文献として、必要に応じて<u>N（核）に対する記述を見直し</u>願いたい。</p>	<p>国民保護に関する参考文献は、多くの書籍が出版されており、N（核）に関する書籍も多く出版されていると認識しております。今後も参考文献はもとより、知識・情報の収集に努めて、計画の見直しを図っていきたいと考えます。</p>
<p><u>市内の各病院の病床数と医療機材・診療科の状況の確認</u></p>	<p>今後、府中市医師会等に問い合わせ把握してまいりたいと考えます。</p> <p>また、各病院の病床数と医療資器材、診療科状況は、事前に確認するとともに、有事の際にも関係医療機関に対して、その情報収集に当たります。</p>

市民からのご意見と市の考え方

<p><u>小学校・中学校・市の施設及び広域避難の避難拠点に具備すべき資機材のリスト及び予算措置</u></p> <p>線量計・簡易トイレまで必要かどうか。 おそらくその取扱い講習会も必要かもしれません。</p>	<p>避難所マニュアルを作成し、整備するとともに、避難所開設訓練を実施していきたいと考えます。</p> <p>線量計や簡易トイレなど、どこまで備えるかは、費用対効果や安全管理、その他の要素を踏まえ検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、自然災害時の資器材と共通するものは、兼ねて装備してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、取扱講習会が必要な資器材であれば、実施する方向で検討してまいります。</p>
<p><u>市内において、非常火災発災時に食料の供給可能な事業者及び平時供食数の把握並びに市内 JA 倉庫などでの食糧備蓄の把握</u></p>	<p>今後、関東農政局東京農政事務所の防災倉庫課に問い合わせ把握してまいります。</p> <p>また、有事の際にも関係機関に対して、その情報収集に当たります。</p>
<p><u>20号線及び鎌倉街道・川崎街道の利用禁止に伴う交通管制</u></p>	<p>警察において対応していただきます。</p>
<p><u>消防応援協定の東京都以外の自治体との数の増加の検討及び他地域受入時のロジスティック業務</u></p>	<p>災害時の相互応援協定については、都外では22自治体と締結していますが、今後は国民保護についても協定締結に向けて準備を進めたいと考えています。</p> <p>また、他地域からの避難者の受け入れの際には、都と連携して救援等に当たりたいと考えます。</p>
<p><u>市役所各組織の保有する電算機の各種情報の避難もしくはバックアップ措置</u></p>	<p>市役所の電算各種情報は通常にバックアップをとっております。</p>
<p><u>インターネットエクステンジ施設の誘致</u></p>	<p>インターネットエクステンジ（IX）は、首都圏を中心に整備されてきましたが、近年、大阪、名古屋等大都市にも整備されています。</p> <p>また、災害時への対策として分散化も進められていますので、動向を見守りたいと考えています。</p>
<p><u>緊急警報システムの受信システムの構築と市町村共通の安否情報システムの構築</u></p>	<p>現在、国で、警報ではJ-Alert及び安否情報システムを構築中であることから、市としても対応を検討していきたいと考えます。</p>
<p><u>市内各避難所における安否情報システムの回線確保と冗長系の確保</u></p>	<p>国のシステム導入の際、検討してまいりたいと考えます。（冗長系＝故障時に代替機能を果たす機能）</p>